

令和5年第1回教育委員会会議録

日時：令和5年2月17日（金）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	西口晶子
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	田村学

出席者	教育長	森昌彦
	教育次長	小宮伸介
	学校教育・人権教育担当理事	伊藤雅子
	教育事務調整担当参事（兼）	
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	家城寛
	教育推進担当参事（兼）学校教育課長	松本幸也
	青少年・公民館事業担当参事	橋本知己
	教育総務課教育財産管理担当副参事	
	（兼）施設担当副参事	水谷隆彦
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	村木美智子
	教育研究支援課長	奥田幸伸
	教育研究支援課教育研究・	
	情報教育担当副参事	堀内晋三
	生涯学習課公民館事業担当副参事（兼）	
	中央公民館長	松永正春

教育長 令和５年第１回教育委員会を開催します。本日の傍聴はございません。
それでは、議案の概要説明をお願いします。

教育次長 本日の議案の概要でございますが、議案第１号 令和４年度津市一般会計補正予算（第１５号）＜教委所管分＞について、議案第２号 令和５年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について、議案第３号 令和５年度教育方針について、議案第４号 津市教育振興ビジョン後期基本計画について、議案第５号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、議案第６号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、議案第７号 津市教育委員会公印規則の一部の改正についての７件の議案について、ご審議をお願いします。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第１号、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号及び議案第７号の議案７件です。

このうち、議案第１号、第２号、第３号、第４号、第６号の議案５件につきましては、津市教育委員会会議規則第１６条第１項第２号及び第４号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 それでは、議案第１号、第２号、第３号、第４号、第６号の議案５件につきましては、非公開と決定します。

議案第１号 令和４年度津市一般会計補正予算（第１５号）＜教委所管分＞について

議案第１号 非公開で開催

議案第１号 原案可決

議案第２号 令和５年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について

議案第２号 非公開で開催

議案第２号 原案可決

議案第３号 令和５年度教育方針について

議案第３号 非公開で開催

議案第 3 号 原案可決

議案第 4 号 津市教育振興ビジョン後期基本計画について

議案第 4 号 非公開で開催

議案第 4 号 原案可決

議案第 5 号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について

議案第 5 号 公開で開催

議案第 5 号 原案可決

議案第 6 号 津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について

議案第 6 号 非公開で開催

議案第 6 号 原案可決

議案第 7 号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について

議案第 7 号 公開で開催

議案第 7 号 原案可決

教育長 それでは、はじめに「公開事案」の議事に入ります。議案第5号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第5号 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について、説明させていただきます。資料を1枚めくっていただいた1ページが改正文で、もう1枚、めくっていただいた3ページ以降が、新旧対照表と、現在の公印規則そして幼稚園則となっております。改正理由としましては、津市立学校設置条例の一部改正に伴い、令和5年3月31日をもって、津市立育生幼稚園を廃止することから、所要の改正を行おうとするものです。改正内容としましては、津市教育委員会公印規則については、幼稚園印、及び幼稚園長印の数を、現行の22から21に改めようとするもので、津市立幼稚園則については、津市立育生幼稚園の項を削除しようとするものです。施行期日は令和5年4月1日です。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上です。ご質問等は、ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは議案第5号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 ご異議なきようですので、議案第5号については、原案どおり承認します。

次に、議案第7号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課公民館事業担当副参事 議案第7号 津市教育委員会公印規則の一部の改正について、説明させていただきます。資料の2枚目が改正文で、3枚目が新旧対象表、それ以降が現在の公印規則となっています。改正理由としましては、津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正に伴い、令和5年3月31日をもって、津市豊津公民館及び津市黒田公民館の2館を廃止するため、所要の改正を行おうとするものです。改正内容としましては、公民館長印の数を現行の53から51に改めるものです。施行期日は、令和5年4月1日です。以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上です。ご質問等は、ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは議案第7号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 ご異議なきようですので、議案第7号については、原案どおり承認します。

教育長 それでは非公開事案の審議に入ります。先程決定しましたとおり、ここからは非公開といたします。議案第1号 令和4年度津市一般会計補正予算（第15号）＜教委所管分＞について事務局から説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 議案第1号 令和4年度津市一般会計補正予算（第15号）＜教委所管分＞につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億8,672万円を減額し、歳入歳出の総額を89億2,205万9千円としようとするものでございます。恐れ入りますが、5ページを御覧ください。それでは順に御説明申し上げます。第10款 教育費 第1項 教育総務費 第1目 教育委員会費は、12万円の減額で、教育委員会関係事業12万円の減額は、三重県市町教育長会負担金等の実績見込みによる減でございます。第2目 事務局費は、628万5千円の減額で、事務局管理事業628万5千円の減額は、6ページにかけまして、会計年度任用職員に係る社会保険料等の実績見込みによる減でございます。第3目 教育振興費は、3,324万8千円の減額で、教育振興事務事業1,517万円の減額は、教育ネットワーククラウドサービス利用料等の実績見込みによる減、通学通園対策事業882万7千円の減額は、車両運行業務委託料等の実績見込みによる減、健康教育推進事業37万5千円の減額は、学校等給食物価高騰対策支援金等の実績見込みによる減、教育総合支援事業842万3千円の減額は、会計年度任用職員に係る報酬や期末手当、旅費等の実績見込みによる減、教育研究推進事業82万円の減額は、7ページにかけまして、講師報償金等の実績見込みによる減、人権教育関係事業37万1千円の減額は、会計年度任用職員に係る報酬や期末手当等の実績見込みによる減でございます。第4目 教育研究所費は、34万8千円の減額で、教育研究所管理運営事業21万1千円の減額は、教育活動指導研究委託料等の実績見込みによる減、教育支援センター事業13万7千円の減額は、会計年度任用職員に係る期末手当等の実績見込みによる減でございます。第5目 給食センター費は、8万4千円

の減額で、給食センター管理運営事業1万8千円の減額は、印刷製本費の実績見込みによる減、給食センター施設整備事業6万6千円の減額は、一志学校給食センター改修に係る石綿含有調査業務委託料の実績見込みによる減でございます。

第2項 小学校費 第1目 学校管理費は、836万5千円の減額で、学校職員関係事業3万円の減額は、修学旅行等引率補助金の実績見込みによる減、学校管理運営事業1,080万円の増額は、8ページにかけまして、会計年度任用職員に係る期末手当等の実績見込みによる減、小学校の光熱水費の実績見込みによる増、学校施設維持補修事業1,806万9千円の減額は、旧豊津幼稚園解体工事費等の実績見込みによる減、学校保健管理事業106万6千円の減額は、学校保健関係手数料等の実績見込みによる減でございます。第2目 教育振興費は、407万円の減額で、教育指導活動支援事業407万円の減額は、デジタル教材サービス使用料等の実績見込みによる減、教育研究推進事業は補正額が0となっておりますが、県補助金である学校支援地域本部推進事業補助金の減額に伴う財源更正、また人権教育推進事業につきましても、補正額が0となっておりますが、こちらも県の補助金である帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業補助金の減額に伴う財源更正でございます。9ページを御覧ください。

第3項 中学校費 第1目 学校管理費は、180万8千円の増額で、学校職員関係事業20万円の減額は、修学旅行等引率補助金の実績見込みによる減、学校管理運営事業664万2千円の増額は、会計年度任用職員に係る報酬等の実績見込みによる減、中学校の光熱水費の実績見込みによる増、学校施設維持補修事業368万1千円の減額は、東橋内中学校の長寿命化改修に向けた実施設計業務委託料等の実績見込みによる減、学校保健管理事業57万5千円の減額は、学校保健関係手数料等の実績見込みによる減、学校給食事業37万8千円の減額は、施設等維持管理業務委託料等の実績見込みによる減でございます。第2目 教育振興費は、176万6千円の減額で、教育指導活動支援事業140万6千円の減額は、10ページにかけまして、デジタル教材サービス使用料等の実績見込みによる減、教育研究推進事業36万円の減額は、中学生職場体験推進事業用賠償責任保険料等の実績見込みによる減、人権教育推進事業は補正額が0となっておりますが、県補助金である帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業補助金の減額に伴う財源更正でございます。第4項 幼稚園費 第1目 幼稚園費は、1,608万7千円の減額で、幼稚園職員関係事業19万6千円の減額は、旅費等の実績見込みによる減、幼稚園管理運営事業817万3千円の減額は、会計年度任用職員に係る報酬等の実績見込みによる減、幼稚園施設維持補修事業11万1千円の減額は、11ページにかけまして、施設等維持管理業務委託料等の実績見込みによる減、幼稚園保健管理事業14万3千円の減額は、眼科・耳鼻科検診等に係る報償金などの実績見込みによる減、幼稚園給食事業8千円

の減額は、施設等維持管理業務委託料の実績見込みによる減、教育指導活動支援事業6千円の減額は、施設用備品購入費の実績見込みによる減、私立幼稚園援助事業718万4千円の減額は、子育てのための施設等利用負担金等の実績見込みによる減、教育研究推進事業26万円の減額は、旅費の実績見込みによる減、人権教育推進事業6千円の減額は、自家用車の公用使用料の実績見込みによる減でございます。第5項 社会教育費 第1目 社会教育総務費は、1億283万3千円の減額で、生涯学習振興事業22万6千円の減額は、12ページにかかけまして、学校体育施設開放業務委託料等の実績見込みによる減、青少年対策事業423万円の減額は、子ども会育成者連絡協議会補助金等の実績見込みによる減、放課後児童健全育成事業9,780万2千円の減額は、放課後児童クラブ運営費補助金等の実績見込みによる減、会計検査院の指摘による国県支出金返還金の増、成人式関係事業8万8千円の減額は、交通誘導業務委託料の実績見込みによる減、人権教育関係事業48万7千円の減額は、会計年度任用職員に係る報酬や期末手当等の実績見込みによる減でございます。13ページをお願いいたします。第2目 教育集会所費は、77万3千円の減額で、教育集会所管理運営事業77万3千円の減額は、報償金等の実績見込みによる減でございます。第3目 公民館費は、836万8千円の減額で、公民館管理運営事業208万5千円の減額は、会計年度任用職員に係る期末手当、敬和公民館消防設備等改修に向けた実施設計業務委託料等の実績見込みによる減、公民館講座等関係事業334万9千円の減額は、各種講座講師に係る謝金等の実績見込みによる減、公民館施設整備事業293万4千円の減額は、津市河芸公民館天井改修工事費等の実績見込みによる減でございます。第4目 図書館費は、409万4千円の減額で、図書館管理運営事業360万7千円の減額は、14ページにかかけまして、会計年度任用職員に係る報酬等の実績見込みによる減、図書館活動事業48万7千円の減額は、図書資料運搬業務委託料等の実績見込みによる減でございます。第5目 文化財保護費は、208万7千円の減額で、文化財保護関係事業58万3千円の減額は、歴史まるごと体験塾事業補助金等の実績見込みによる減、埋蔵文化財保護関係事業42万5千円の減額は、出土遺物保存処理業務委託料等の実績見込みによる減、資料館等管理運営事業107万9千円の減額は、15ページにかかけまして、香良洲歴史資料館屋上防水改修工事費等の実績見込みによる減でございます。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。ご質問等はございませんか。

滝澤委員 放課後児童健全育成事業の放課後児童運営費補助金に対する国への返還についてもう少し詳しくお願いします。

教育長 橋本青少年事業担当参事。

青少年事業担当参事 青少年事業担当参事でございます。まず今ご指摘ございました放課後児童運営補助金に対する会計検査による指摘による交付金の返還金でございます。これにつきましては令和2年10月から令和3年6月に実施されました会計検査院の实地検査におきまして、令和元年度に交付金を交付された47の市町村で調査が行われました。そのうち18の市町村において交付金の算定が適正に行われておらず、うち13の市町村においては制度の理解が充分でないということが判明致しました。具体的には、利用する児童が少数である土曜日について開所をした場合の要件を満たしていなかったことといたしまして、複数の支援単位、支援というのはクラスのようなものなのですが、支援単位で構成される放課後児童クラブにおいて、複数の支援単位を合同するなどして、支援員を2人配置していれば全ての単位において、クラブにおいて開所日や開所時間として取り扱うことが出来ると誤解をして交付金を過大に請求していた事例が判明いたしました。その後、令和3年10月には会計検査院の实地検査における指摘事項に基づきまして、県を通じて内閣府子ども子育て本部から、令和3年12月に該当事例の全国調査が行われました。そのうち令和4年10月には平成28年度から令和2年度の過去5年間に付きまして、自主的報告を求められまして、該当するクラブ、これは津市におきましては4つのクラブ5つの支援にて該当する旨が報告があり、自主的報告を下方修正したものでございます。

滝澤委員 国に返還しないのですか。

青少年事業担当参事 返還をしなければなりません。

滝澤委員 予算を減額、マイナスになっているので、その辺はそれとの関連がよく分からないのですが。

青少年事業担当参事 今申しましたのは増額の部分でございます。運営費補助金の減額につきましては、当初予算を計上した後に開所実績、開所日数に基づきまして、実績による減ということになっております。

教育長 9, 780万2千円の中に会計検査に指摘された返還金の部分を含んでいて、それ以上に、実績での運営費補助金がこれだけ余ったということです。

青少年事業担当参事 はい。補助金としては、運営費補助金ですので9, 688万5千円の実績による減額でございます。国への返還金は22節の、948万4千円でございます。

滝澤委員 指摘されて今後またそういうことがあるといけないので、よく気を付けないといけないと思うのですが。

青少年事業担当参事 はい、その辺は国の会計検査院の指摘にもございました。国県補助金でございますが、実際に対応しているのは、私たち市町村でございます。それからマニュアル等ですね、中々難解な部分がございましたことから会計検査院の指摘にも、国においてマニュアルを作成し県や市に対してマニュアルの徹底を図ると共に、都道府県市町村に対して再発防止のためのチェックシートなどを作成して、担当者が分かり易いようなものを実績報告時に提出するような、再発防止策を講じるようにとされています。

滝澤委員 県からマニュアルが作られてきて、それをもとに市がチェックするということですか。

青少年事業担当参事 国が作成したものを県と市が用いまして、尚且つチェックシートもチェックしながら実績報告を確認するように改められています。

滝澤委員 今現時点でそういうチェックシートやマニュアル等がきているということですか。

教育次長 はい。

教育長 教育次長。

教育次長 委員仰られるように今後こういったことがあってははいけませんので、具体的事例も含めてクラブの方へ周知をしていかないといけないと思いますので、国県からマニュアル等々の話があると思いますが、説明会、或いはそういったものでクラブに対して知らしていくっていうのはやっていきたいと思っております。

滝澤委員 難解だからやっぱりよく説明しないと理解して貰えないと思います。

教育次長 はい、大変この運営補助金難しい部分ありまして、先程も説明ありましたように、津市だけでなく多くの事例もあるのですが、その辺はやっぱりきちっと担当者が理解していかないといけないということもありますので、今後気を付けて行きたいと思っています。

滝澤委員 ただ、それにしても交付金が余っているというのが、少し気になるところではあります。

田村委員 よろしいですか。

教育長 田村委員。

田村委員 私も滝澤委員と同じようなことを感じたのですが、この間の総合教育会議でもありましたけど、事業総額がザクっと10億ですね、でこれザクっと1億、約1割余らせているのは、なぜなのか。しかも世の中の状況を見るといろいろな経費が上がる傾向にあるのに、なぜこのような実績見込みによる減という事で、これだけの額がいわゆる児童クラブにいかないのですよね、それに多分素朴な疑問を持たれていると思います。その辺をどう分析されているのでしょうか。執行率で言うと90%っていうと、まあ9割の執行と思えるかもしれませんが、額的に物凄く大きいので。

滝澤委員 額的にね、物凄く大きいですよ。

教育長 例年このような状況なのですか。

教育次長 先程参事説明しました様に、当初と休所日数、児童の人数の変更等々あろうかと思いますが、委員のご質問いただきましたことにつきまして、また調べさせていただきます。申し訳ございません。

教育長 それと948万4千円は、今年のことではないですよ。平成28年からの分について遡って返還するということですか。

青少年事業担当参事 はい、平成28年度から令和2年度までの間です。

教育長 それは何処で何件起こっているのですか。

青少年事業担当参事 4のクラブ、9つの支援で発生しております。

教育長 県内にも他にあるのですか。

青少年事業担当参事 県に問い合わせましたところ県内の津市以外にも事例がございます。

田村委員 誤って交付してしまった、これは返還してもらうのですか。

青少年事業担当参事 はい。クラブから返還を全額受け入れます。そのうち補助率が国3分の1、県3分の1、市3分の1でございますので、そのうちの国と県に返します分が948万4千円で、総額では1,422万4千円がクラブから返ってまいります。そのうち3分の2が国県へ。

田村委員 それを今年度の交付金の中で相殺するような処理をするのでしょうか、別途歳入で受けるのでしょうか。

青少年事業担当参事 年度が変わりますので歳入で。

田村委員 どこかに補正はあるのですか。

事務局 すみません、歳入の受け皿も補正であげております。

滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 間違っていたから返してくださいというのが、かなりの金額になるのですが、返還の原資というかクラブの方は大丈夫なののでしょうか。使っているということはないのですか。

青少年事業担当参事 はい。

教育長 青少年事業担当参事。

青少年事業担当参事 これが発覚いたしましたのは、令和3年度の末ぐらいでございますので、その時にクラブに照会をいたしまして、今回クラブには返還金があることは勿論伝えてございますので、予算化をする調整を図りましたので返還が出来る確認はできております。

滝澤委員 今年度3月までには返還されるのですか。

青少年事業担当参事 はい。今年度の予算で。

滝澤委員 これは返せる金額だったということですか。

青少年事業担当参事 返せるように予算化をしていただくよう伝えました。

滝澤委員 裕福なところだったらいいのですが、多分交付金が出たから大丈夫と思って使ってしまったところはないのですか。

青少年事業担当参事 過去の交付金でございますので、人件費とか運営費にあてておりますので、やはりこのような返還金は予算化をしております。

滝澤委員 予算化をするにしても予算の原資、保護者が出すのか、誰が出すのですか。

教育次長 担当者から聞きしましたところ、その当時の保護者まで遡るのかと聞いたのですが、クラブとしては積み立てみたいなのがあるということで、そこで対応が出来るという回答があったと聞いております。

滝澤委員 返還の対象になる全クラブそういう形ですか。

教育次長 全クラブがそういう対応か分かりませんが、返還金の額がこれぐらいになるということを申し上げたところ、対応はできるという回答を頂いているということで、それが過去の保護者まで遡るクラブがあるかどうかまでは分かりませんが、幾つかのクラブがそういった積立金みたいなもので対応が出来ますという回答があったということを聞いています。

滝澤委員 大体いくらぐらいの返還をしないといけないのですか、一つのクラブが。

青少年事業担当参事 はい。

教育長 青少年事業担当参事。

青少年事業担当参事 一番多いクラブ、3支援抱えているクラブでは794万6千円です。

西口委員 はい。

教育長 西口委員。

西口委員 その償還金についても一度きちんと精査していただくと同時に、その上の9,600万円の負担金を戻すというのも、それぞれのクラブごとに

どれぐらい返還していかないといけないのかという資料をきちんと整えたうえで、万全に望まれたほうがいいのではないのかということを思います。9, 600万で大体1つのクラブがどれくらいってということを考えると、その金額は来年度の予算に反映してくるという大きなところかと思いますが、きちんと資料の作成、これの積算根拠というところをはっきりさせてほしいと思っています。

教育長 このまま承認することは、中々難しいと思いますがどうでしょうか。少し今の部分についてはまだ分かっていないので、もう少し説明できますか。例えば、今から担当が説明してくれるとか、例えば、元々9, 700万は10億からすると1割なので、こんなことはいつも通りでよくあることで、こういうことがなぜ起こるかというところという理由ですということがありましたら今まで通りでいいのですが。9, 700万円については凄く額が大きいですが、どういう理由かをもう少し答えられませんか。

事務局 例年、去年も8, 000万ぐらい減額をこの時期の3月補正でさせていただいています。その中で当初予算の時に最大とは言いませんが、各クラブの入所人数とか開所日とかそういうものの積算の中で最大を盛らせて頂いています。その中にこの2年位はコロナの関係で、学校が臨時休業となった場合に開所していただく場合のような特例措置分の補助金が国から来ていますので、そういったものについても計上をさせて頂いています。ただその中で今年度については、学校の臨時休業が比較的少なかったってところで実績が上がらなかったという部分もあると思いますし、その通常の補助金の分についてもやはり変動がどうしても出てきますので、その部分で実績としては下がってきているのかなと言う形で考えています。ご指摘いただきました様に、毎年その金額が減額となっていていいのかという議論は確かにあるのですが、予算計上をさせていただく時に、来年何クラブか新しく出来る予定の時もありますし、何クラブ予定ですということで計上をさせて頂いているので、その1クラブ、1クラブへの補助金額が単価としては大きくなり、人数とか日数によるので、それがずれてくるとどうしても80何クラブもある中で、補正予算で減額していくというのが出てくることがあると思います。その当初予算計上時に、もう少し精査が出来ないのかってところは、少し6年度以降の予算の中では考えていくべきところかなとは思いますが、今年が特に突出して多いということでもなく、去年より増えていますが出出して上がっているということではないです。

滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 去年も大きな減額がされていたのは承知しているのですが、人数の見込みとか、それは当然変動するので、ある程度の枠内で余裕を持って予算立てしているのは分かるのですが、コロナの為にというのは去年とか今年とかですよね、この3年ぐらいの間の話なので、コロナでこう見込んだけれどこれは使わなかったとか、何か金額的にそれが分かれば納得が出来るかなとは思っているのですが。

事務局 すみません、今手持ちの資料だけでお答えさせていただくので、それが全てではないかもしれないのですが、放課後児童クラブの運営補助金の内、コロナの関係で特例措置分というのがあります。その部分での減額があんまり多くなく約500万、通常の方の運営補助金の実績見込みによる減が、約8900万円となっています。内訳については、資料を持っていないので分からないのですが。

滝澤委員 毎年毎年これだけ余ると当初予算を減らすという方向に、もう少し精査をしていただくことになってくるので、しっかりお答え出来るようにしていただくのと、やっぱりもう少ししっかりと積算する必要があるのではないかと思います。

教育長 それでは、この部分については今の様な回答ということですが、先程の償還金の部分については、ここでということは難しいと思いますので、議会までに、もう一度きちんと説明をしていただいて、各委員の方には、それぞれ個々に説明をさせていただくということでご了解いただけますでしょうか。それぞれまたご意見あったら頂くということでよろしいですか。この部分についてはこれで終わります。他にありますか。

田村委員 説明受けて少し気になったことで確認したいのですが、会計年度任用職員さんの報酬についての実績見込みによる減というのがたくさんあって、教育費全体合わせたらすごい金額になると思うのですが、なぜこんなことが起こるのか素朴に疑問を感じました。何千万レベルと思うのですが。そもそも人数がたくさんいらっしゃってお一人お一人の最大出勤日数で見積りしたら、休まれたりしてその賃金が発生しなかったところを積み上げていくと、こういうことになるのかも分かりませんが、ある事業に関しては、そこだけで1,000万クラスの減額になっているのもありましたし、何百万というところもありましたし、なぜこんなに多いのかと思ったのですが、原因って何か説明頂ければありがたいです。

教育長 これはいろんな担当にまたがると思いますが。

教育研究支援課長 はい。

教育長 奥田教育研究支援課長。

教育研究支援課長 教育研究支援課としましては、特別支援教育の支援員、それから臨時講師などが主な会計年度任用職員になる訳ですが、年度途中で退職をされる、またはそれに任用が中々進まない、臨時講師に至っては、人材を探すという当初に時間が掛かったりということで、その分の減額になります。

田村委員 やっぱり必要な人数がたくさんいらっしゃるから、人材確保に苦しんでいる状況がここには現れているという理解で宜しいわけですね。ありがとうございました。

教育長 他、どうでしょうか。

滝澤委員 はい。

教育長 滝澤委員。

滝澤委員 会計年度任用職員の給料の関係なのですが、例えば、指定管理者の指定管理料を一定額にする公費の節約ということで、指定管理の金額がかなり定額にされているというところから、その請け負ったところが職員の給料を上げられない状態があったりして、結局ワーキングプアを生み出しているような報道があったのですが、任用職員の給料の予算っていうのは、ある程度高めで予算立てをするのでしょうか。実際に給与は、経験とかである程度の規定があるのではないかと思いますのですが、予算よりも安い金額で任用職員の給料を設定しているとか、そういうことはないのですか。

教育総務課長 はい。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 会計年度任用職員の給料につきましては、職種ごとにそれぞれ決まっていまして、これは教育委員会だけということではなくて、全庁的に決まっておりますので、その価格でもって、ただフルタイムで働かれる方であるとか、短時間で働かれる方であるとか、その勤務条件によってお支払いさせていただく給与が変わってくることはございますが、単価そのものは、それ以上から安い金額で契約させていただいていることはございません。

滝澤委員 職種で給料が決まっているということで、経験とか年齢とかそういうものでは決まらないのですか。

教育総務課長 そうですね、経験値とかそういったことまでは勘案はされていません。

滝澤委員 一応職種で任用する職員を想定して予算立てをする感じですか。

教育総務課長 はい。

滝澤委員 分かりました。毎年毎年高くしても変っていくこともあるので、割と低額で抑えられてしまっているようなことがあるのかなと、少し危惧をした訳でございます。ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。それでは議案第1号については一部説明を求めるということで、他につきましてはこれで承認という事でよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 ご異議なきようですので、議案第1号については、原案どおり承認します。

次に議案第2号 令和5年度津市一般会計予算＜教委所管分＞につきまして事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第2号 令和5年度津市一般会計予算＜教委所管分＞につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出の総額を90億4,929万8千円としようとするものでございます。恐れ入りますが、最終ページの26ページをお願いいたします。令和5年度当初予算額と令和4年度当初予算額との項目別での比較となります。計の欄の増減額ですが、2億1,257万2千円の増、増減率は対前年度比2.4%の増でございます。一般会計予算に占める教育委員会関係予算の割合は、8.03%でございます。それでは、各項目の順に従い、御説明させていただきます。恐れ入りますが、5ページにお戻りいただきますようお願いいたします。歳出 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第1目 教育委員会費は、教育委員会関係事業472万7千円の計上で、教育委員会委員の報酬をはじめ、三重県市町教育委員会連絡協議会負担金などでございます。第2目 事務局費は、11億3,516万円の計上で、一般職給8億9,772万3千円は、職員97人分の給料、職員手当等の人件費で、事務局管理事業2億

2, 226万5千円は、6ページにかけまして、会計年度任用職員の報酬、共済費、事務局管理運営に係る経費で、特別職給1, 517万2千円は、特別職である教育長の給料、職員手当等、共済費でございます。第3目 教育振興費は、7億5, 817万9千円の計上で、教育振興事務事業7, 992万2千円は、津市学校教育ネットワークの運用に係る役務費及びその他使用料、クラブ活動振興補助金などで、通学通園対策事業7, 420万6千円は、7ページにかけまして、スクールバスの運行に係る会計年度任用職員報酬、燃料費、スクールバスの運行業務委託料などで、健康教育推進事業6, 012万4千円は、学校給食献立用ソフト使用料、学校給食保存食負担金、学校等給食物価高騰対策支援金などで、教育総合支援事業4億9, 996万8千円は、ICTサポーター、特別支援教育支援員、臨時講師及び学校図書館司書等の会計年度任用職員報酬、学級支援サポーター等に係る報償金、小中一貫教育ネクスト事業及びGIGA特化研究プロジェクト事業に係る委託料などで、教育研究推進事業108万9千円は、8ページにかけまして、キャリア教育推進事業、教育課題研究推進事業等に係る講師等の報償金、普通旅費などで、人権教育関係事業4, 287万円は、外国人児童生徒通訳等巡回担当員の会計年度任用職員報酬、外国人児童生徒の日本語指導及び通訳等に係る報償金などでございます。第4目 教育研究所費は、7, 141万7千円の計上で、一般職給5, 070万6千円は、職員5人分の給料、職員手当等の人件費で、教育研究所管理運営事業1, 483万9千円は、9ページにかけまして、教育相談員の会計年度任用職員報酬、教育活動指導研究委託料、三重大学・津市子ども教育センターに係る光熱水費負担金などで、教育支援センター事業587万2千円は、教育支援センター指導員の会計年度任用職員報酬、教育支援センターの運営に係る経費でございます。第5目 給食センター費は、3億4, 157万2千円の計上で、一般職給5, 498万6千円は、10ページにかけまして、職員9人分の給料、職員手当等の人件費で、給食センター管理運営事業2億8, 658万6千円は、給食センター管理運営に係る需用費、中央学校給食センターの調理・配送等業務委託料などでございます。第2項 小学校費 第1目 学校管理費は、17億7, 874万1千円の計上で、一般職給6億5, 960万2千円は、11ページにかけまして、職員93人分の給料、職員手当等の人件費で、学校職員関係事業32万8千円は、修学旅行等引率補助金で、学校管理運営事業6億6, 468万8千円は、調理員及び用務員等の会計年度任用職員報酬、小学校の管理運営に係る需用費、役務費及び学校警備、屋外遊具保守点検等の施設等維持管理業務委託料などで、学校施設維持補修事業2億4, 319万4千円は、小学校校舎等の施設修繕料、施設等維持管理業務委託料、育生小学校、片田小学校、明合小学校の長寿命化に向けた実施設計業務委託料などで、学校保健管理

事業１億７６２万円は、１２ページにかけまして、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診等の報償金、各種検診等手数料、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などで、学校給食事業１億３３０万９千円は、学校給食の運営に係る需用費、給食配送等業務委託料、施設用備品費などでございます。第２目 教育振興費は、３億４，００７万１千円の計上で、就学援助事業１億６，７３０万１千円は、経済的理由により就学困難と認められる児童等に係る扶助費で、教育指導活動支援事業１億６，５５４万円は、１３ページにかけまして、授業支援クラウドサービス等の使用料、水泳指導業務委託料、教職員用及び教育用パソコン機器借上料、屋外遊具や教材などの施設用備品費などで、教育研究推進事業５９３万円は、地域連携・特色ある学校プロジェクト推進事業に係る委託料で、人権教育推進事業１３０万円は、人権学習推進事業の講師に係る報償金、外国人児童資料購入に係る消耗品などでございます。第３項 中学校費 第１目 学校管理費は、８億８，９８７万円の計上で、一般職給１億８，１５６万６千円は、職員２５人分の給料、職員手当等の人件費で、学校職員関係事業１６７万円は、修学旅行等引率補助金で、学校管理運営事業２億４，８５９万７千円は、１４ページにかけまして、調理員及び用務員などの会計年度任用職員報酬、中学校の管理運営に係る需用費、役務費及び学校警備、屋外体育用具保守点検などの施設等維持管理業務委託料などで、学校施設維持補修事業３億８，２６７万７千円は、中学校校舎等の施設修繕料、施設等維持管理業務委託料、橋北中学校、白山中学校の長寿命化に向けた実施設計業務委託料、東橋内中学校、西橋内中学校の長寿命化改修に係る工事請負費などで、学校保健管理事業６，０７７万７千円は、１５ページにかけまして、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診などの報償金、各種検診等手数料、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などで、学校給食事業１，４５８万３千円は、学校給食の運営に係る需用費、施設等維持管理業務委託料、施設用備品費などでございます。第２目 教育振興費は、２億６，６３３万６千円の計上で、就学援助事業１億３，９０６万４千円は、経済的理由により就学困難と認められる生徒等に係る扶助費で、教育指導活動支援事業１億２，２６３万２千円は、部活動指導員の会計年度任用職員報酬、授業支援クラウドサービス等の使用料、教職員用及び教育用パソコン機器借上料、教材などの施設用備品費などで、教育研究推進事業４０２万円は、地域連携・特色ある学校プロジェクト推進事業に係る委託料などでございます。１６ページをお願いいたします。人権教育推進事業６２万円は、人権学習推進事業の講師に係る報償金、外国人生徒資料購入に係る消耗品などでございます。第４項 幼稚園費 第１目 幼稚園費は、１１億５，１１５万４千円

の計上で、一般職給５億１，８４６万５千円は、職員６１人分の給料、職員手当等の人件費で、幼稚園職員関係事業３２万９千円は、職員の自家用車の公用使用に伴う使用料などで、幼稚園管理運営事業１億３，０５１万１千円は、１７ページにかけまして、幼稚園教諭等の会計年度任用職員報酬、幼稚園の管理運営に係る需用費、幼稚園警備、屋外遊具保守点検等の施設等維持管理業務委託料、公立幼稚園給食副食費負担金などで、幼稚園施設維持補修事業１，３０５万４千円は、園舎等の施設修繕料、施設等維持管理業務委託料などで、幼稚園保健管理事業１，３７３万円は、幼稚園医、幼稚園歯科医及び幼稚園薬剤師の報酬、眼科・耳鼻科検診などの報償金、各種検診等手数料、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金納付金及び災害共済給付見舞金などで、幼稚園給食事業２７万１千円は、１８ページにかけまして、幼稚園給食の運営に係る需用費などで、教育指導活動支援事業３７５万２千円は、教材用消耗品費、施設用備品費などで、私立幼稚園援助事業４億６，９４６万２千円は、民間特定教育・保育施設運営事業負担金、子育てのための施設等利用負担金などで、教育研究推進事業１２５万９千円は、ゲストティーチャー等の講師に係る報償金、普通旅費、教育研究用消耗品費などで、人権教育推進事業３２万１千円は、人権学習推進事業に係る報償金、人権啓発幼児用図書購入の消耗品費などでございます。１９ページをお願いいたします。第５項 社会教育費 第１目 社会教育総務費は、１４億５，８５８万円の計上で、一般職給２億９，８３２万７千円は、職員３２人分の給料、職員手当等の人件費で、生涯学習振興事業３，８１４万６千円は、社会教育委員の報酬、学校体育施設開放業務委託料、津市社会教育振興会等への補助金などで、青少年対策事業３，６７９万１千円は、２０ページにかけまして、青少年センター相談員の会計年度任用職員報酬、地区青少年育成活動及び津市子ども会育成者連合会等への補助金などで、放課後児童健全育成事業１０億５，４４９万９千円は、放課後児童クラブ施設修繕料、放課後子ども教室事業委託料、誠之放課後児童クラブ整備に係る実施設計業務委託料、一志放課後児童クラブ整備に係る工事請負費、放課後児童クラブ運営費補助金などで、成人式関係事業３５４万５千円は、交通誘導業務委託料、成人式実行委員会負担金などで、人権教育関係事業２，７２７万２千円は、２１ページにかけまして、人権教育指導員及び人権教育サポーターの会計年度任用職員報酬、人権教育講演会などの講師に係る報償金などでございます。第２目 教育集会所費は、３，８００万２千円の計上で、教育集会所管理運営事業３，８００万２千円は、人権教育指導員などの会計年度任用職員報酬、講師報償金、教育集会所管理運営に係る需用費などでございます。第３目 公民館費は、３億７，３１７万４千円の計上で、一般職給５，２１４万３千円は、職員６人分の給料、職員手当等の人件費でございまして、２２ページをお願い

いたします。公民館管理運営事業２億７，７７２万２千円は、公民館館長等の会計年度任用職員報酬、公民館施設管理運営に係る需用費、施設等維持管理業務委託料、敬和公民館放送設備改修に係る工事請負費、津センターパレス施設管理負担金などで、公民館講座等関係事業４，３３０万９千円は、各種講座の講師に係る報償金、各種講座に係る需用費などでございます。第４目 図書館費は、３億７，７６６万６千円の計上で、一般職給１億３，６８４万２千円は、２３ページにかけまして、職員１４人分の給料、職員手当等の人件費で、図書館管理運営事業１億４，０４３万７千円は、図書館司書等の会計年度任用職員報酬、図書館管理運営に係る需用費、施設等維持管理業務委託料などで、図書館活動事業１億３８万７千円は、２４ページにかけまして、図書及び視聴覚資料購入に係る消耗品費、図書館情報システム保守・サポート業務委託料、機器借上料などでございます。第５目 文化財保護費は、６，４６４万９千円の計上で、文化財保護関係事業２，４５８万円は、文化財施設維持管理業務委託料、文化施設に係る駐車場借上料、文化財保護事業補助金などで、埋蔵文化財保護関係事業１，６４２万円は、２５ページにかけまして、埋蔵文化財調査補助員等の会計年度任用職員報酬、埋蔵文化財センター管理に係る需用費などで、資料館等管理運営事業２，３６４万９千円は、資料館の会計年度任用職員報酬、資料館等管理運営に係る需用費、資料館等指定管理業務委託料などでございます。以上で説明を終わります。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長 はい、説明は以上でございます。御質問等はございませんか。はい、田村委員。

田村委員 幼稚園費の職員の方６１人分ということですが、大分減額になっていますが、人数はどれぐらい減ったのですか。人数が減る以外にないですね。

事務局 令和４年度当初のときに６９名分の職員で盛っています。それが来年度当初は６１人で盛っています。人件費の盛り方が計上するときの職員数を基準にしていますので、その差は１年遅れですが豊津幼稚園を閉じて河芸のこども園になった関係が大きいと思っています。

田村委員 市長部局へ行っているからですね。

教育長 他よろしいか。

滝澤委員 はい。

教育長 はい、滝澤委員。

滝澤委員 先ほどの放課後児童クラブの交付金の額が予算の減額修正との関係で、やはり令和5年度の約10億の交付金ですが予算計上されていますので、これ積算根拠を説明できるようお願いしたいと思います。それとせっかく交付金を予算立てしているので、要件に合う場合は、放課後児童クラブの方で有効にお使いいただくということが必要かと思っておりますので、この辺が予算の減額等の関係で気になるところでございます。

教育次長 はい、ありがとうございます。

西口委員 はい。

教育長 はい、西口委員。

西口委員 放課後児童クラブがすごく額が大きく、前年度と比べて少し減ってはいるのですが、これだけの10億近くのお金を動かしていくということで、やはりもう少し会計をしっかりチェックしていくというか、その機能を教育委員会の中でも考えた方がいいのではないかと思います。それが一つです。それから、一つ給食のところで、5億ぐらいの予算、7ページの健康教育推進事業のところで前年度に比べてすごく伸びで増えているのですが、700万が5,000万ぐらい増えていますよね。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 内容的には学校等給食物価の高騰対策に係る支援金の分が増えているということなのですが、今回の当初予算につきましては、基本的には骨格予算という位置づけですので、これまで定型的にやってきた業務でありますとか継続してきた業務のみを基本的には挙げさせていただいております中で、物価高騰に対する給食費の負担が保護者の方に行くことのないようにということで、令和4年度に初めて6月と12月に補正予算で対応させていただいております、それを継続して令和5年度も実施させていただくということの中で、当初と当初を比較させていただきますと、その分が上がっているという状況でございます。

教育長 他よろしいですか。少し2点。放課後児童クラブの積算根拠について、放課後児童クラブに行く子どもは増えていると思うのですが、予算が減っているのはなぜですか。コロナの交付金の関係ですか。

青少年事業担当参事 当初予算と比較いたしますと前年度から6,050万ほど伸びております、運営補助金につきましては。教育長もおっしゃられましたが、現在ですね、令和4年度は、82のクラブでございましたが、来年度は4つほどクラブが増えるわけでございます。

教育長 はい、わかりました。それともう一点。成人式関係事業の名称でいいのですか。

青少年事業担当参事 はい、財政課にも確認しましたが、今年はまだ直らないということでした。

教育長 はい、ありがとうございました。他によろしいですか。

西口委員 大型テレビの予算はないのですか。

教育長 学校教育・人権教育担当理事。

学校教育・人権教育担当理事 大型テレビにつきましては来年度の6月の補正予算ということで今協議をさせていただいておりますので、当初予算には盛ってございません。

教育長 よろしいですか。議案第2号については、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 はい、ご異議なきようですので、議案第2号については原案どおり承認します。続きまして議案第3号令和5年度教育方針について事務局から説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 はい、それでは手元の教育方針案につきまして、説明させていただきます。令和5年度に重点的に取り組む教育施策の方針について、ご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症との戦いは実に長いものとなりましたが、令和4年度は、ここ数年、子どもたちにとって必要かつ大切であるにもかかわらず、中止したり縮小したりせざるを得なかった諸行事、諸活動についても、感染防止に十分配慮しながら、「どうすればできるか」という考えを基本とし、実施に向け努力してまいりました。ある中学校では、3年生にとって入学して初めての全校生徒一堂に会した合唱コンクールが開催されました。堂々と素晴らしい歌声を全校生徒の前で響かせることができた3年生の達成感

と、その歌声を聴いて感動する１、２年生の姿に直接触れることができた校長からは、一堂に会する学校行事の大切さを改めて実感したと聞かせていただきました。令和５年度、国においては、「こどもまんなか」社会実現の司令塔として「こども家庭庁」が設置されます。そして本市においては、教育振興ビジョンの後期計画のスタートとなります。子どもたちが生きるこれからの社会は人々の価値観がますます多様化するなか、お互いを尊重し、協働して生きていくことが求められます。教育においては知識、技能といった認知能力だけではなく、自己肯定感、失敗しても立ち直る力、協調性、思いやり、持続力等の非認知能力についてもバランスよく育成していくことが大切です。そのために、学年間・校種間等の縦のつながりをめざした「乳幼児期から小学校への連続した学び」、学校等と家庭や地域、関係機関等の横のつながりをめざした「学校と地域が一体となって進める教育」、そして「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をめざした「津市GIGAスクール構想の実現」の３点を、教育振興ビジョン後期計画の重点施策として位置づけました。令和５年度はスタートの年として、教育委員会はその役割をしっかりと果たしてまいります。まず、教育振興ビジョン後期計画の重点施策にあげた「乳幼児期からの小学校への連続した学び」については、生涯にわたる人格形成や非認知能力の基礎を育む極めて重要な時期である乳幼児期の遊びや生活を通して培った学びが、小学校での自覚的な学びへとつながるよう、「津市架け橋プログラム」の取組を令和４年度から３年間かけて進めていきます。令和５年度は、モデル小学校区の園・校において、架け橋期カリキュラムの実践、検証を行い、それぞれの教育の質の向上を図る取組を中学校区等に発信するとともに、公私立の幼稚園、保育所、認定こども園が互いに連携し、津市全体の幼児教育のより一層の充実を図ってまいります。次に「学校と地域が一体となって進める教育」については、学校運営協議会と地域学校協働本部が両輪となって取組を進められるよう、令和４年度の活動を通して得られた先進事例を研修会等を通じて発信したり、地域コーディネーターの養成を進めたりするなど、学校教育と社会教育の分野とが連携を深め、地域の人々が学校運営に参画する体制づくりを進めます。そして「津市GIGAスクール構想の実現」については、タブレット端末等のICTを活用し、学校の授業と家庭学習をより連動させた学びを充実させるとともに、ICTサポーターによるサポート窓口での対応や新任教員への研修等、子どもたちの学びを支える環境の充実を図ります。また、授業支援クラウドやデジタル学習教材等を効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体化に努め、学校・家庭・地域との連携を通して、多様な子どもたちの資質・能力を育成し、誰一人取り残すことのない教育をめざします。一方、公立幼稚園においては、令和４年度に整備したタブレット端末等を活用し、教員

の専門性を高める研修や会議を充実させるとともに、日々の保育へ効果的に活用し、幼児の園生活等を家庭へ動画配信するなど、幼児教育への理解を深める子育て支援につなげてまいります。その他の取組として、平成26年度から市内すべての中学校区において進めてきている小中一貫教育において、9年間を見通した系統的で連続性のある取組をより一層充実させるとともに、幼稚園等との接続を意識した連携やカリキュラムの実践・検証を進めるなど、幼児教育と学校教育の途切れのない指導の充実を図ります。また、各学校のマネジメント機能の強化を図り、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮することができるよう、引き続き、教職員等の人材育成に一元となって取り組みます。学校教育においては、生きて働く知識や技能の習得はもちろんのこと、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性の涵養を図り、これからの社会を生き抜いていく子どもたちに求められる確かな学力として、その育成に向けた様々な取組等を推進します。具体的な取組の主なものとしては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の回答と教科の正答率には相関関係があることが示されていることから、各学校において課題が顕著な質問項目について、児童生徒の実態と照らし合わせて要因を分析し、授業改善等に取り組むことで学力の向上につなげたいと考えます。とりわけ特化研究プロジェクトの研究校においては、課題解決のため大学教授等のアドバイザーのもと授業改善に取り組み、その先進的な取組を中学校区等で共有し、さらに市内全体へその成果を広げてまいります。特別支援教育は、きめ細かな指導・支援を実践し、児童生徒一人一人の自立と社会参加に向けた取組を推進するとともに、すべての学校において、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いの目標を持ちながら、同じ場で共に学ぶことができるよう交流及び共同学習の充実を図ります。具体的な取組としては、「津市版特別支援教育ハンドブック（改訂版）」を活用し、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを進めるとともに、学校サポーター及び特別支援教育支援員等の活用や、医療関係機関等との連携により適切な支援につなげ、通級指導教室や幼児ことばの教室において、一人一人のニーズに応じた対応の充実を図ります。また特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任はもとより、通常の学級担任等を対象とした研修及び特別支援教育の中心を担う人材を育成するための連続講座の充実を図り、すべての教員が特別な配慮や支援が必要な子どもたちへのきめ細かな対応ができるよう努めてまいります。人権教育については、子どもたち一人一人の人権意識を高め、園・学校が、すべての子どもたちが安心して過ごせる場となるよう、人権教育カリキュラムに基づいた取組を進めてまいります。外国につながる児童生徒への教育については、コロナ禍の影響で減少していた外国

人児童生徒の転入も、コロナ禍前の状況に戻りつつあり、初期日本語教室「きずな」及び「移動きずな」のさらなる充実を図るとともに、初期の日本語学習を終えた子どもたちが、日本語での一斉授業において効果的に学ぶことができる指導方法についての実践研究を進めてまいります。また、就学前の外国につながる幼児に対しては、入学した小学校で戸惑うことなく、小学校生活に早期に対応できるよう、引き続き就学前日本語教室「つむぎ」を実施し、取組のより一層の充実を図ります。不登校児童生徒については、年々増加傾向にあり、その要因・背景はより複雑化・多様化しているため、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざしていけるよう、令和5年4月に開設予定の三重大学・津市子ども教育センターをはじめとする関係機関等と連携し、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実を図ります。また、いじめ、虐待、ヤングケアラー等の課題については、児童相談所や福祉部局等の関係機関との連携のもと、事例検討会等を開催するなど、課題の改善に向けた取組を進めるとともに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや弁護士等、多様な専門的職種との連携によるチームでの対応のより一層の充実を図ります。水泳授業については、今後も使用が困難となる学校プールの増加が想定されます。このため、令和4年度は老朽化のため自校プールの使用が困難となった5校に対して、試行的に民間プールを活用した水泳指導を実施し、その効果等について検証してまいりました。令和5年度は、更に白塚小学校、立成小学校、上野小学校、千里ヶ丘小学校、家城小学校、川口小学校の6校を検討の対象校に追加し、合計11校に対して民間プール・公用プールを活用した水泳指導や、学校プールの共用化、施設修繕を行うことにより、子どもたちが水泳授業を受ける機会を確保してまいります。また、これらの様々な取組を進めるためには、引き続き、教員が子どもたちと向き合う時間の確保に努めることが必要です。このため、令和4年度には市単独事業として配置している教員支援員を10人20校へ配置し、国の施策であるスクール・サポート・スタッフを全小中学校へ配置しました。各校においては教員の事務作業等の負担が軽減され、教員が子どもたちと向き合う時間の確保につながっています。令和5年度におきましても、引き続き教員支援員の効果的な配置ができるよう取り組むとともに、スクール・サポート・スタッフの配置・拡充を、国・県に対し強く要望してまいります。さらに、部活動については、休日における部活動の地域移行等を見据え、部活動指導員を拡充するとともに、外部指導者、地域ボランティア等の地域の指導者を積極的に活用した指導や地域スポーツ・文化クラブ等と連携した活動を行うなど、子どもたちの活動の保障と教員の負担軽減につなげる取組を進めてまいります。国においては、令和3年に義

務標準法が改正されたことで、小学校全ての学年において段階的に35人学級が導入されることとなりました。これまでの学力向上に加え、感染症対策の観点からも教育環境の整備を図るため、県独自の少人数教育推進事業の更なる充実と、中学校についても学級編制基準が引き下げられるよう国に対して要望してまいります。学校施設は将来を担う子どもたちの学習・生活の場であり、子どもたちが安全で快適に学ぶための施設整備を進めていくことが、学校教育の充実につながります。また同時に学校施設は災害時には地域住民の避難所としても活用される極めて重要な施設でもあります。このことから、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の趣旨も踏まえ、普通教室を含む校舎棟のうち、外装、内装ともに劣化が進んでいる棟を選定し、機能維持やバリアフリーへの対応等を図るための長寿命化改修事業に取り組んでいます。令和5年度は東橋内中学校及び西橋内中学校の工事を実施するとともに、より迅速に改修を進めるため明合小学校、片田小学校、育生小学校、橋北中学校及び白山中学校の設計に着手してまいります。また、旧豊津幼稚園園舎解体跡地については豊津小学校駐車場としての整備を進めます。学校給食については、引き続き安全安心な給食の提供に努めるとともに、老朽化している一志学校給食センターの施設改修を進めます。また、給食食材費等の高騰が給食費値上げによる保護者負担とならないよう、食材費上昇分の支援を継続してまいります。利用児童が増加している放課後児童クラブについては、そのニーズに応えるため、引き続き狭あい化している施設を中心とした施設整備を計画的に進めてまいります。令和5年度は、一志放課後児童クラブの施設をとことめの里一志施設内へ改修整備するとともに、誠之放課後児童クラブについては、2つ目の施設を整備するための実施設計を行い、児童の放課後等の安全安心な居場所を確保します。また、放課後児童クラブの運営に関しましては、引き続き、運営や支援員確保のための支援を行うなど、クラブの充実に向けた取組を進めてまいります。さらに、放課後児童クラブの未設置校区である明小学校区においては、平成30年度に設置済の放課後子供教室に加えて、自治会施設を借用して、放課後児童クラブを設置し、児童の放課後等の更なる居場所づくりに取り組みます。公民館については、市民の社会参加や社会貢献を促進する講座や、多世代の方の生きがいづくりを、支援する講座を推進するとともに、オンラインによる取組を組み合わせることで、講座活動の活性化に努めます。また、地域の人と人をつなぐ地域活動の拠点としての機能を推進してまいります。さらに、敬和公民館の放送設備改修工事を進めるほか、公民館施設の老朽化に伴った修繕等による適正な維持管理に努めるなど、学習環境の充実に努めてまいります。図書館については、乳幼児から大人まで様々な年代に読書の大切さを伝えるとともに、学校やボランティア団体との連携により、子どもたちに興味

や関心を持ってもらえるような資料の提供やイベントの実施を通じて、読書活動を推進してまいります。また、レファレンスサービスの強化のため、利用者が求める最新の資料の充実を図るほか、電子書籍などの新たな非来館者サービスについて、調査・研究を行ってまいります。文化財については、指定文化財や登録文化財として保護を進めるとともに、その修理や伝統文化の継承への支援を行い、市内に残る様々な歴史的資源の保存と活用を図ってまいります。県指定史跡である津城跡については、これまで蓄積してきた歴史資料や調査結果等に加え、津城跡の現状についての多様な情報を広く公表し、これに対する市民の声に耳を傾けながら、整備に向けた協議を進めてまいります。また、市内の資料館をはじめ市の公共施設を活用して文化財や収蔵資料の展示公開を行い、市民が歴史と文化に触れる機会の拡充に向けた取組を引き続き進めてまいります。以上、令和5年度の教育方針について申し述べました。Society5.0時代を踏まえた技術革新の急速な進展や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、教育を取り巻く環境を大きく変化させました。このような時代にあって、直面する課題を子どもたちが主体的に捉え、その課題の解決に向けて自ら考える力を育むとともに、持続可能な社会の創り手となる自立した人づくりをめざし、総合教育会議における議論等を踏まえ、学校現場や保護者、地域の皆様の声をしっかりお聞きするとともに、国の施策も注視しながら、柔軟かつ着実に教育施策の取組を進めてまいります。市民の皆様、議員の皆様の御支援と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

教育長 はい、説明は以上でございます。ご質問等はございませんか。はい、田村委員。

田村委員 5ページですが、1点は確認なのですが、児童相談所や福祉部局等の関係機関との連携の下、事例検討会を開催するなど踏み込んで書いていただいているが、これは福祉部局とか県の児相の方とは、こういう表現を入れるということを伝えているのかと、実際に具体的な動きはしていただいているという理解でよろしいでしょうか。

教育支援課長 はい。

教育長 奥田教育研究支援課長。

教育研究支援課長 はい。実際連携というのは、これまでも児童相談所、それから子ども支援課の方と連携を取らせていただいております。表現につきましては、改めて確認させていただきたいところであります。

田村委員 自分の経験では議場の席に座ったときに初めて見るという状態だったものですから、ここに自分のことが載っている健康福祉部長が知らないようではいけないと思いました。それともう一点、そのすぐ下のところの水泳授業のところですが、既にやっている5校は名前が出てないですが、新たに追加する6校だけは丁寧に1個1個名前を挙げているので、どちらかに揃えた方がいいのではないかと思います。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 昨年度の教育方針におきましても、令和4年度に実施する5校について初めて学校名を記載させていただいた経緯がございましたので、来年度から実施する学校のみを挙げさせていただいたのですが、確かに対象としては11校が対象になりますので、挙げるのであれば全部学校名を挙げさせていただいた方がいいのではと思いますので。挙げさせていただきます。

田村委員 既にやっているところの学校名が出てこなくて、5校と言われて終わりっていうのがどうかと思いましたので。

教育長 はい、西口委員。

西口委員 この教育方針を、全て予算などいろいろ議論してきたことが明らかになってきたということで読ませていただいたのですが、1ページの最後の段落が、教育振興ビジョンの後期がスタートするということを言いたいのではないかと、ということで、重点施策の3つ「そのために、学年間、校種間等の縦のつながり」その次が、「学校等と家庭や地域、関係機関等の横のつながりを大切にした取組」どんな取組をするのかと思ってその次を読むと、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指した津市GIGAスクール構想のさらなる推進」とこれだけ具体的ですよね。上の2つの「縦のつながりと横のつながり」はいったい何をするのかというのが、すごく分かりにくいということを感じて、もう少し「縦のつながり横のつながり」のところを詳しく、例えば、架け橋プログラムとか、学校と地域のところをきちんと書いたらどうなのかということ pensando、いろいろ悩んでいましたら、教育振興ビジョンの新しい「はじめに」のところの、4段落目の言い回しがきちんと書かれているのではないかと思います。そこを参考にして、この3つの重点施策の名前もきちんと入れながら、ここも一緒のような言い回しが4段落目に書いてあるので、それを参考にしてもう少し3つの重点施策をきちんと書き込んだ方がよいのではないかと思います。そうでないと「縦のつながり横のつながり」というだけでは分かりにくいということを感じました。それが一つです。そして2ページ

からですが、3つの重点を本当に重点としていくのなら、最初にその重点に関わるところを、ここから並び替えたらどうなのかなと思いました。例えば、最初の「小中一貫」、その次に「架け橋」になっているのですが、「架け橋」を先にして次に「小中一貫」にしてみるとか。その次に、「幼稚園のタブレット」が来ているのですが、例えば、3ページの下から3段落目、「地域とともにある学校づくり」のところを先に持ってきて、「GIGAスクール構想」の後に「幼稚園のタブレット」を入れるというような順番にして、重点施策をもう少し前に出してもいいのではないかという気がしました。そうすると少しメリハリがつくのではないかと思いながら読ませていただきました。あと2点だけお願いしたいのですが、一つはプールのところで、例えば、家城小と川口小はどちらもプールを借りてするわけですね。そのときに、3つの学校のそれぞれの負担が、プールを持っている学校にしわ寄せがいかないかと思いましたので、そのところをまた見ていって欲しいということと、それから8ページの図書館のところで、「電子書籍などの新たな非来館者サービスについて、調査・研究を行ってまいります」ということですので、段々これから進んでいくと思いますので、調査・研究をした結果を一度教育委員会に報告して欲しいということを2点思いましたのでよろしくお願いします。以上です。

教育長 はい、教育総務課長。

教育総務課長 ありがとうございます。3つの重点項目につきましては、教育振興ビジョンの中でも非常に重要な位置を占めておりますので、この教育方針を見ていただいた方、読んでいただいた方がそのあたりを強く意識していただけるような形で、もう少し工夫させていただきたいと思います。それからプールにつきましては、共同実施されるところにつきましては、当然その受け入れ校側の負担というようなこともございますので、施設の整備であるとか授業のやり方であるとかというようなことも含めまして、教育委員会も間に入りまして、しっかりと対応してまいりたいと思います。図書館の電子書籍等につきましても、これは新たな取組でございますので、調査研究した内容につきまして適宜報告のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 図書館については、令和6年10月がシステムの変更になりますので、そこが一つのポイントになります。他よろしいですか。はい、富田委員。

富田委員 先ほど西口委員がおっしゃられたことと同じところですが、やはり重点施策3つと個別の事項というところのすみ分けがあまり明確じゃないよう

に思いました。特に3ページの「地域とともにある学校づくり」というのがここで出てくるのですが、何となく唐突な印象というか浮いている感じがしました。その辺の重点事項というところについて書き表していくことと、個別の事項について順々に述べていくというところは、少し明確にすみ分けていった方がいいのではないかということをおもいました。以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。その辺はどうか。確かにおっしゃるとおりだとは思いますが。3つの重点、特に「学校運営協議会と地域学校協働本部」が急に出てきているというところはどうしますか。事務局にお任せ下さいというのか、それとも分かりましたというのか。ただ基本は委員の方から頂いたご意見は最大限に努力をしていただきたいのですが。

西口委員 この新しい教育振興ビジョンが3つの重点施策を持っているということだけは、はっきりと先にいっておくという手もあると思います。要するに、1ページ目で。それを受けて重点施策について3つの説明をしますといった方がいいと思います。

教育長 はい、学校教育・人権教育担当理事。

学校教育・人権教育担当理事 貴重なご意見ありがとうございました。改めてご意見いただきますとその通りだなと思います。ある程度3つの重点施策というのは、まとまって書かせて頂いていますので、そのあたり日程との関係もあるのですが、できる限り努力をさせていただき分かり易い表現になるよう最善を尽くしたいと思います。ありがとうございます。

教育長 はい。あとは事務局一任ということでご理解いただきたいと思えます。それでは原案第3号については、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 はい、ご異議なきようですので、議案第3号については原案どおり承認します。続きまして議案第4号津市教育振興ビジョン後期基本計画について事務局から説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 議案第4号「津市教育振興ビジョン後期基本計画」について、ご説明をさせていただきます。まず初めに資料の確認をさせていただきます。「津市教育振興ビジョン後期基本計画（案）」と、参考資料としまして、「津市教育振興ビジョン後期基本計画（案）修正内容」、「津市教育振興ビジョン

後期基本計画（案）に対する全員協議会での意見について」、「津市教育振興ビジョン後期基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果について」の4点となります。津市教育振興ビジョン後期基本計画につきましては、この教育委員会におきまして、何度も御協議をいただき、御意見等も頂戴いたしました。令和4年9月27日に開催しました教育委員会後、11月に開催された全員協議会で協議された御意見及び答弁内容を、参考資料の「津市教育振興ビジョン後期基本計画（案）に対する全員協議会での意見について」に記載させていただいております。次に、11月22日（火）から12月23日（金）まで実施いたしました、パブリックコメントに1団体から、8件の御意見をいただき、その御意見と意見に対する考え方を、参考資料「津市教育振興ビジョン後期基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果について」に記載させていただいております。また、全員協議会、パブリックコメントでの御意見等を含め、事務局において再度検討をいたしまして修正した所を「津市教育振興ビジョン後期基本計画（案）修正内容」に記載させていただいております。主な修正箇所ですが、6ページから9ページの重点施策等につきましては、A3の見開きを予定しておりましたが、印刷の仕様上見開き部分が見えづらくなるためA4での掲載に変更をしました。次に、23ページの施策「学力の育成」については、全員協議会での御意見を参考に「確かな学力の育成」に変更をしました。次に、68ページから69ページの施策「不登校児童生徒への支援」については、パブリックコメントの御意見を参考に6か所修正をしました。次に、105ページの第3章「計画の推進と管理」については、全員協議会での御意見を参考に、今年度より点検・評価を教育振興ビジョンに沿って各事業の内容点検評価する形に変更しましたことを反映させ修正をしました。以上で御説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上でございます。全員協議会、あるいはパブリックコメントで意見を頂いたことを基に修正等を加えさせていただいております。はい、西口委員。

西口委員 ありがとうございました。特にパブリックコメントがすごく勉強になったというか、これ抜けていたと思わせていただいて上手く入れてもらったと思います。ただ、68ページをご覧くださいますと、アを入れていただきましたが、このアとイの最後の書きぶりが、「児童生徒が自ら進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざす必要があります。」と、「社会的な自立に向けて取り組むことが大切です。」で語尾が似たような文言が並んでいるのがすごく気になって、これはあえてアとイに同じような文言を入れておく方が良

いのか、もうアで「目指す必要があります。」ということで書ききれているので、例えば、イで「進めることが大切です。」でとめておくのがいいのか、少しその重複だけが気になりました。

教育長 はい、堀内副参事。

教育研究・情報教育担当副参事 この辺りの文言につきまして国の通知文を参考にさせていただいていれたところです。元々アであったものが、イの文章になっており本来であれば一番頭にきていたのですが、少しその整合については確認をさせていただきます。

教育長 はい、学校教育・人権教育担当理事。

学校教育・人権教育担当理事 このアを入れる時に、このところの話を担当課としていたのですが、アのところは国が「目指す必要があります」ということで。社会的自立ということをかかげているので、その目指す自立に向けて取り組むことが大切だということを、もう一度ここへうたった方がいいのではないかとということで、改めて国は「目指しています。」、私達は「それに対して取り組んでいきます」ということの必要性、そういったことを大切にしていきたいということで、ここへもう一度その自立というところで置かせていただいたというところがあります。重なるということであれば少し調整させて頂きたいと思うのですが、これを並べたときにそういう話は行っていました。

教育長 はい、田村委員。

田村委員 このイは何処のことを言っているのか、アの主語は国の様な気がするのですが、イは「津市においても」なのか、単に全国的な傾向で繰り返しているのかというので全然変わってくると思うのですが。

教育長 はい、学校教育・人権教育担当理事。

学校教育・人権教育担当理事 この前期基本計画における施策の成果と現状のイについては津市の現状ということで、自立に向けて取り組む、私達が取り組んでいく必要があるという意味で書かせていただいております。

田村委員 だとすれば「津市においても」と入れるだけで、解釈や流れが変わって分かり易くなるような気がするのですが。

学校教育・人権教育担当理事　ほとんどが「本市においても」で書いていますので、あえてここだけ「本市においても」と入れなかったのですが、上の文章と重なるところがありますので、その辺りもう一度検討させていただきます。ありがとうございます。

教育長　他よろしいですか。

教育長　教育振興ビジョン、本当に長い間丁寧にみていただき、自分としては本当に良いものが出来たと思っていますので、本当にありがとうございます。それでは原案第4号については、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長　はい、ご異議なきようですので、議案第4号については原案どおり承認します。続きまして議案第6号　津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。橋本青少年公民館事業担当参事。

青少年公民館事業担当参事　議案第6号　津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。資料でございますが、1枚めくっていただきますと改定の条文が出ております。もう1枚めくっていただきますと条例改定の新旧対照表です。恐れ入りますが、もう1枚めくっていただきまして、参考をご覧くださいようお願い申し上げます。1の改正理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたためでございます。2の改正内容でございますが、(1)は設備の安全点検や活動時の安全確保等、安全計画の策定に係る規程の追加でございます。(2)の自動車を運行する場合の所在確認については、利用者の乗車及び降車の際に点呼等の方法により利用者の所在確認を要する規程の追加でございます。(3)は支援員資格を取得のための研修実施者について、中核市の長を追加するものでございます。(4)は放課後児童クラブが、感染症拡大等の非常時や非常災害発生時においても継続的なサービスが求められる施設であるため、利用者に対する支援の提供を継続的に実施すること及び早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定等に掛かる規定の追加でございます。(5)は衛生管理について職員に対する感染症等の予防のための研修等、実施に掛かる規定の追加でございます。(6)その他の所要の改正は、先述の(1)安全計画及び(4)の業務継続計画につきまして、定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うことが必要であることについてまと

めさせていただいたものになります。これらの改正については、令和5年4月1日から施行しようとするものでありますが、条例第10条第3項の改正規定については、交付の日から施行しようとするものであります。以上です。説明を終わります。ありがとうございます。

教育長 説明は以上です。ご質問ございますか。

教育長 はい、田村委員。

田村委員 これは、新たな計画を作るということですが、その作られているかどうかの確認は、市でする必要があるのでしょうか。

教育長 青少年公民館事業担当参事。

青少年公民館事業担当参事 策定された限りは、策定頂いたものの確認をする予定でございます。策定に関しては、あまりクラブに負担にならないように基本的なひな型というのがありますので、それを工夫したいと思います。

田村委員 あとは、その訓練とか研修の実施状況の確認を。

青少年公民館事業担当参事 それもしていきます。

田村委員 4月1日施行ですが、これはいつまでに作らなければならないのですか。

青少年公民館事業担当参事 はい、令和5年4月1日からは、努力義務とされていますので、令和6年4月1日までの間には必ず作るようにしてまいります。

教育長 他よろしいでしょうか。それでは原案第6号については、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 はい、ご異議なきようですので、議案第6号については原案どおり承認します。それでは以上で本日の案件は全て終了致しました。それではこれで、令和5年第1回目教育委員会を閉会させていただきます。